

令和4年6月10日

国有財産の監査結果について
～ 国有財産の有効活用の観点から6件の指摘 ～

近畿財務局は、現在、国有財産法（昭和23年法律第73号）第10条第1項及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第3条の2の各規定等に基づき、各省各庁が所管する庁舎等の公用財産等について、未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出など、国有財産の有効活用及び財政貢献等の観点から実地監査を実施しています。

令和3年度においては、庁舎等の公用財産54件及び用途指定財産6件の合計60件の監査を実施し、そのうち6件について問題点を指摘しました（別紙）。

指摘事案の内容は、

庁舎等について、非効率使用の改善や余剰のある庁舎の有効活用等を求めたものとなっています。

なお、実地監査に基づき指摘した事案については、定期的に進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対し予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施しています。

今後も引き続き是正・改善の促進のため、フォローアップを実施していきます。

※ 全国分の国有財産監査の結果については財務省ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

近畿財務局 管財部 統括国有財産監査官

電話：06-6949-6358

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘（6件）

（別紙）

省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
厚生労働省	兵庫労働局	一般	—	姫路労働基準監督署庁舎	兵庫県姫路市北条1-83	検討	姫路労働基準監督署は、敷地に余剰(約220㎡)が生じていることから、借受駐車場である姫路公共職業安定所第二駐車場の移転受入れにより、非効率使用の改善を図る必要がある。
農林水産省	近畿農政局	一般	—	近畿農政局東近江市庁舎	滋賀県東近江市八日市緑町126番1	検討	近畿農政局東近江市庁舎は、余剰(約520㎡)が生じていることから、使用承認や使用許可等により、有効活用に向けた措置を検討する必要がある。
国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	福知山河川国道事務所	京都府福知山市字堀小字今岡2459-14	留意	福知山河川国道事務所は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約200㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	国道9号維持連絡所	京都府福知山市緑ヶ丘町42	検討	国道9号維持連絡所は、余剰(約130㎡)が生じていることから、隣接する緑ヶ丘防災倉庫に保管している行政文書の取扱いに係る検討結果等を踏まえ、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
厚生労働省	兵庫労働局	一般 労働保険	— 雇用	姫路公共職業安定所	兵庫県姫路市北条字中道250	検討	姫路公共職業安定所は、借受駐車場である第二駐車場について、敷地に余剰が生じている姫路労働基準監督署敷地及び隣接する旧姫路森林事務所敷地へ移転し、借受解消を図る必要がある。
国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	緑ヶ丘防災倉庫	京都府福知山市緑ヶ丘町43	検討	緑ヶ丘防災倉庫は、直近での使用実態がなかったこと等から、その必要性及び特殊施設としての区分の適切性を検討する必要がある。

是 正 : 用途廃止等の措置を求めたもの等

検 討 : 用途廃止等の措置に向けた方策を検討する必要があると認められるもの等

留 意 : 是正及び検討に該当するものの、その内容が軽微なもの等